

令和6年10月23日

令和6年度第7回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和6年10月23日（水）午前9時30分
場 所 美浦村役場 3階 大会議室

日 程

1 開会

2 付議事項

議案第1号 美浦村立小中学校就学規則の一部を改正する規則

議案第2号 美浦村社会教育委員の解嘱について

議案第3号 美浦村公民館運営審議会委員の解嘱について

議案第4号 美浦村登録文化財の登録について

3 その他

4 閉会

議案第 1 号

美浦村立小中学校就学規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 6 年 1 0 月 2 3 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

美浦村小中学校就学規則の一部を改正する規則

美浦村立小中学校就学規則（平成 2 5 年美浦村教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「就学予定者の住所地の通学区域により指定学校の小学校」を「美浦村立美浦小学校」に改める。

第 7 条第 1 号中「及び第 2 項」を削り、同条第 2 号中「通知就学予定者通知書」を「通知 就学予定者通知書」に改める

第 8 条中「第 2 号」を「第 3 号」に改め、「、第 1 1 条」を削る。

第 9 条第 2 項及び第 3 項中「当該児童生徒の住所地の通学区域の」を削る。

第 1 0 条から第 1 2 条までを次のように改める。

第 1 0 条から第 1 2 条まで 削除

第 1 3 条第 1 項中「若しくは中学校又は」を「、中学校、義務教育学校」に改め、同条第 2 項中「及び別表第 2 の相当と認める理由」を削り、同条第 3 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

- 3 前項の場合において、当村が設置した小学校又は中学校に就学することができる事由、条件及び期間並びに申し立てる際の提出書類は、別表第2のとおりとする。
- 4 教育長は、前項に掲げるもののほか、次の要件を満たす場合に承認するものとする。
- (1) 就学を希望する学校が、施設、設備、学級状況等により受入可能な児童数又は生徒数の範囲内であること。
 - (2) 保護者が、通学途上の安全確保について万全を期し、一切の責任を持つことを承諾すること。
 - (3) 保護者が、通学に係る経費については全て負担することを承諾すること。
- 別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

学校名	通学区域
美浦村立美浦小学校	全域
美浦村立美浦中学校	全域

別表第2（第13条関係）

相当と認める理由		区域外就学 承認期間	申請書の 添付書類
心身に関する理由	①障害や病気治療等のため指定 学校への通学が困難であると 認められる場合	必要に応じて設 定する期間	診断書等の写し
	②その他、いじめや不登校等、 教育的配慮が必要と認められ る場合	必要に応じて設 定する期間	校長の意見書、 診断書等
住居に関する理由	①年度途中で転出した場合で、 転出後も現在の学校への就学 を希望する場合	当該学年を終了 する日まで	工事請負・売 買・賃貸契約書 等の写し
	②住居の改築などで、一時的に 転出するが、現在の学校への 就学を希望する場合	必要に応じて設 定する期間	
	③概ね1年以内に転入すること	転入する日まで	

	が明らかな場合		
家庭の事情	①保護者の勤務の事情により、祖父母宅・親類宅・児童クラブ等で放課後保育をするため、最寄りの学校に就学した場合	必要に応じて設定する期間	保護証明書（預り先）、就労証明書等
	②やむを得ず住民票の異動ができない場合、又はやむを得ず住民票のみの異動の場合	必要に応じて設定する期間	理由を証明する書面等
	③兄弟姉妹が変更希望校に在籍している場合	卒業まで	
	④その他やむを得ない家庭生活上の理由により、指定学校以外の学校を就学先とすることが望ましいと認められる場合	必要に応じて設定する期間	理由を証明する書面等
その他の理由	上記のほか、やむを得ない事由と認められる場合	必要に応じて設定する期間	教育委員会が特に必要とする書類

様式第 1 号（第 4 条関係）中「美浦村立 小学校」を「美浦村立美浦小学校」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第7条関係)

(郵便番号)

年 月 日

(住所)

(入学予定者氏名) 様

の保護者様

美浦村教育委員会〇印

就学(新入学)通知書

御入学おめでとうございます。

学校教育法施行令第5条の規定により、あなたが保護するお子さん下記のとおり入学させるよう通知します。

就学児童	氏名			
	生年月日	年 月 日	性別	
	住所			
入学校		美浦村立美浦小学校		
入学期日 (在籍日)		年 月 日 なお、入学式の日程は、学校から別途通知されます。		

- 備考
- この通知書は、入学式当日ご持参ください。
 - お子さんの氏名、生年月日等に誤りがある場合は、速やかに担当へご連絡ください。
 - 国立大学法人、県立又は私立の学校に就学する場合は、設立団体又は学校長の証明書等を添えて担当の窓口をお尋ねください。
 - 本通知到達後、転居する場合は、速やかに担当へご連絡ください。

担当 学校教育課

連絡先 電話 885—0340(代表) 内線 226

様式第2号(第7条関係)

(郵便番号)

年 月 日

(住所)

(入学予定者氏名) 様

の保護者様

美浦村教育委員会 (印)

就学(新入学)通知書

御入学おめでとうございます。

学校教育法施行令第5条の規定により、あなたが保護するお子さん下記のとおり入学させるよう通知します。

就学生 徒	氏名			
	生年月日	年 月 日	性別	
	住所			
入学校		美浦村立美浦中学校		
入学期日 (在籍日)		年 月 日 なお、入学式の日程は、学校から別途通知されます。		

- 備考
- この通知書は、入学式当日ご持参ください。
 - 記載の氏名、生年月日等に誤りがある場合は、学校に申し出てください。
 - 国立大学法人、県立又は私立の学校に就学する場合は、設立団体又は学校長の証明書等を添えて担当の窓口をお尋ねください。
 - 本通知到達後、転居する場合は、速やかに担当へご連絡ください。

担当	学校教育課
連絡先	電話 885—0340(代表) 内線 226

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第7条関係）

美 学 第 号
年 月 日

美浦村立 学校長 様

美浦村教育委員会教育長

就 学 予 定 者 通 知 書

学校教育法施行令第7条の規定により、 年度の就学予定者を通知します。
なお、入学期日は、 年 月 日です。

氏名	ふりがな	生年月日	性別	住所	摘要
※別紙一覧のとおり					

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第7条関係）

美 学 第 号
年 月 日

様

美浦村教育委員会教育長

就学（転入学）通知書

学校教育法施行令第6条の規定により、あなたが保護するお子さんを下記のとおり入学させるよう通知します。

児童生徒等	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日	性別	
	住 所			
入 学 校				
入 学 期 日（在 籍 日）				
就 学（異 動）の 理 由				

- 備考 1 この通知書を受け取ったときは、速やかに指定する学校で転入学手続を行ってください。その際にこの通知書を学校に提出してください。
- 2 記載事項に誤りがあるときは、学校に申し出てください。
- 3 経済的な理由でお困りの方は、就学援助制度がありますので、学校にご相談ください。
- 4 就学する学校は、住所により指定されますが、共働き家庭、家庭の事情等により学校を変更することが認められる場合がありますので、その場合は、この通知書を持参して担当の窓口をお尋ねください。

貴校に上記の児童生徒等が入学しますので、学校教育法施行令第7条の規定により通知します。なお、記載事項に誤りがある場合又は実際の在籍日がこの通知書の入学期日と異なる場合は、担当までその旨連絡願います。

美浦村立 学校長 様
美浦村教育委員会

様式第 8 号及び様式第 9 号を次のように改める。
様式第 8 号及び様式第 9 号 削除

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規則による改正後の美浦村小中学校就学規則様式第 1 号から様式第 4 号の規定は、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

議案第 2 号

美浦村社会教育委員の解嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 6 年 1 0 月 2 3 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

記

美浦村社会教育委員に関する条例（昭和 4 8 年美浦村条例第 5 号）第 6 条の規定に基づき、美浦村社会教育委員の解嘱について下記のとおり提出する。

非公開情報

議案第 3 号

美浦村公民館運営審議会委員の解嘱について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 6 年 1 0 月 2 3 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

記

美浦村中央公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和 5 7 年美浦村条例第 1 0 号）第 4 条第 5 項の規定に基づき、公民館運営審議会委員の解嘱について下記のとおり提出する。

非公開情報

議案第 4 号

美浦村登録文化財の登録について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 6 年 1 0 月 2 3 日提出

美浦村教育委員会教育長 山 崎 満 男

記

美浦村登録文化財の登録について

美浦村文化財保護条例（令和 4 年美浦村条例第 1 0 号、以下「条例」という。）第 3 9 条第 2 項の規定に基づき、美浦村文化財保護審議会より下記美浦村登録文化財登録候補について美浦村登録文化財に登録するよう答申されたので、条例第 1 0 条の規定に基づき提出する。

- 1 鹿島海軍航空隊跡
- 2 木原村絵図
- 3 安中郷村絵図
- 4 貞享三年神内郷慶城院争論裁許史料
- 5 翁面（伝惣躰神社）